平川市地域公共交通協議会規約

（目的）

第１条　平川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を青森県平川市柏木町藤山２５番地６に置く。

（事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）計画の策定及び変更の協議に関すること

（２）計画の実施に係る連絡調整に関すること

（３）計画に位置づけられた事業の実施に関すること

（４）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

（５）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（６）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

２　協議会は、法第９条第４項に規定する協議組織として分科会（以下「運賃協議分科会」という。）を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

（組織）

第４条　協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）交通事業者及びその関係者

（２）行政関係者

（３）道路管理者

（４）交通管理者

（５）学識経験者

（６）公共交通利用者

（７）その他市長が必要と認める者

３ 協議会に、次の役員を置く。

（１）会長１人
（２）副会長１人
（３）監事２人

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

（会長）
第６条　会長は、委員の互選とする。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

（副会長）
第７条　副会長は、会長が指名する者とする。
２　副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

（監事）
第８条　監事は、委員の互選とする。
２　監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

（会計）
第９条　会計は、会長が指名する者とする。
２　会計は、会計事務を行う。

（協議会の会議の運営等）
第１０条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
４　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
６　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）
第１１条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（運賃協議分科会）

第１２条　運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）第４条第２項に規定する委員のうちから市長が指名する者

（２）法第９条第４項第２号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者　１名

２　運賃協議分科会は、会長を置き、市長が指名する市職員がこれにあたる。

３　運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

（事務局）

第１３条　協議会は、協議会、幹事会及び運賃協議分科会の運営に関する事務を行うため、市の組織の中で地域公共交通に関する事務を所管する課に事務局を置く。

２ 事務局には事務局長を置き、前項の課の長をもって充てる。

３ 事務局員は、前項の課に所属する職員をもって充てる。

（簡易な事項及び軽微な事項に関する取扱い）

第１４条　簡易な事項及び協議会において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、会議を招集する代わりに、書面による賛否を求めて、会議の決議にかえることができる。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、書面による協議を要しないものとする。

（１）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合

（２）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

（３）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

（４）新たな決済手段を追加する場合

２　会議を招集できないやむを得ない理由がある場合には、前項の規定に関わらず、書面による賛否を求めて、会議の決議にかえることができる。

（協議結果の尊重義務）

第１５条　協議会及び運賃協議分科会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（経費）

第１６条　協議会の運営に要する経費は、必要に応じて補助金及び繰越金その他の収入をもって充てることができる。

（財務に関する事項）
第１７条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
２　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
３　前各項に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）
第１８条　委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
２　報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年平川市条例第４７号）の例による。

（協議会が解散した場合の措置）
第１９条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）
第２０条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成２０年３月２５日から施行する。
附　則
この規約は、平成２０年５月１４日から施行する。
附　則
この規約は、平成２１年１月２７日から施行する。
附　則
この規約は、平成２２年５月１７日から施行する。
附　則
この規約は、平成２４年３月２５日から施行する。
附　則
この規約は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、令和４年４月１日から施行する。
附　則

この規約は、令和４年１１月１１日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年８月２８日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年８月６日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年８月２５日から施行する。